

調理師試験の受験資格の確保について

1 行政相談

私は、調理関係の仕事を長く勤めていることから、調理師資格の取得を考えている。調理師試験を受けるためには、2年以上の実務経験が必要であり、受験願書に「調理業務従事証明書」を添付して都道府県知事に提出することとされている。

前の勤務先の経営者は「忙しい」として対応してくれず、また、今の勤務先の上司からは「資格取得すると退職されてしまう」と言われるなど、勤務先に当該証明書の記入を頼めない状況となっている。

私と同じく勤務先の都合で当該証明書を作成してもらえず試験を受験できない人は多くいると思われるため、このような場合でも受験できるような環境を整備してほしい。

(注) ほかに類似の行政相談として、「指定試験機関に勤務先の社長が証明してくれるか不安であると相談したが、同機関からは今年度の受験日は既に過ぎているとの説明しか得られなかった」、「自分には調理師の受験資格を証明できる第三者がいないので、不合理である」がある。

2 制度の概要

(1) 調理師

- 調理師とは、「調理師の名称を用いて調理の業務に従事することができる者として都道府県知事の免許を受けた者」をいう（調理師法（昭和 33 年法律第 147 号）第 2 条）。調理師でなければ、調理師又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない（第 8 条）。
- 多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で厚生労働省令の定めるもの（注）の設置者又は営業者は、当該施設又は営業における調理の業務を行わせるため、当該施設又は営業の施設ごとに、調理師を置くように努めなければならない（調理師法第 8 条の 2）。
 - （注）①寄宿舍、学校、病院等の施設であって飲食物を調理して供与するもの、②飲食店営業（喫茶店営業を除く。）、魚介類販売業（販売のみを除く。）、そうざい製造業、複合型そうざい製造業（調理師法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 46 号）第 4 条）
- 調理師の免許は、①都道府県知事の指定する調理師養成施設において一年以上、調理師たるに必要な知識及び技能を修得した者、②多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で厚生労働省令の定めるもの（上

記注参照)において二年以上調理の業務に従事した後、調理師試験に合格した者の申請に基づき、都道府県知事が与える（調理師法第3条）。

- 調理師免許交付数に占める試験合格者数の割合をみると、下表のとおり、近年は5割強で推移している。

	免許 交付数	免許取得資格	
		養成施設卒業	試験合格
平成30年度	30,612	13,459 (44.0%)	17,153 (56.0%)
令和元年度	29,039	13,125 (45.2%)	15,914 (54.8%)
2年度	28,294	13,118 (46.4%)	15,176 (53.6%)

(2) 調理師試験

- 調理師試験は、厚生労働大臣の定める基準により、調理、栄養及び衛生に関して必要な知識及び技能について、都道府県知事が行う（調理師法第3条の2）。試験事務は指定試験機関に行わせることができる（同条）。

厚生労働大臣の定める基準（調理師試験基準（平成9年厚生省告示第119号））によれば、調理師試験は、公衆衛生学、食品学、栄養学、食品衛生学、調理理論、食文化概論から出題されることとなっている。実技試験は行われ
ない。

- 調理師試験を受けようとする者は、都道府県知事の定める規則等に基づき、受験願書に上述の施設又は営業において二年以上調理の業務に従事したことを証する書類（調理業務従事証明書）等を添付しなければならない。

なお、調理師試験の実施に係る事務は都道府県の自治事務であるところ、厚生労働省は技術的助言として調理業務従事証明書の様式を示している（「調理師試験の実施について」（令和2年2月7日健発0207第5号））。

3 厚生労働省健康局健康課栄養指導室への聴取結果

- 二年以上調理の業務に従事したことの証明は、受験者が調理業務に従事した施設の長が行うことが原則である。

ただし、①従事者と施設長が同一人の場合、②（施設長が）配偶者若しくは二親等内の血族の関係にある場合、③廃業等によって元の施設長がいない場合には、調理師会等、所属団体の長又は同業者が証明するとしてきた。

これらは、関係法令で定める施設又は営業において「調理の業務」に従事したことを証明しようとする際に、やむを得ない理由によって、施設長の証明が得られない場合を想定した措置として設けている。

国としてのこの基本的な考え方は、事務連絡（注1、2）などで都道府県等に示している。

(注1)「調理師試験の受験資格について」(令和2年2月7日付け各都道府県衛生主管部(局)等宛て厚生労働省健康局健康課栄養指導室事務連絡)(抄)

「調理業務従事証明書は、(略)施設に勤務していたことを証明するものではなく、(略)施設において「調理の業務」に従事していたことを証明するものである。

(略)証明は、施設長が行うことを原則とするが、従事者と施設長が同一人、配偶者若しくは二親等内の血族の関係にある場合又は廃業等によって元の施設長がいない場合には、調理師会等、所属団体の長又は同業者が証明することとしてきたところである。これは、証明しようとする期間について、当該施設又は所属していた団体に記録が残っている場合や、従事施設の近隣の同業者が、当時の状況を詳細に覚えている場合等を想定した措置であり、証明できる者がいない場合は、改めて、調理の業務に従事する必要があるため留意すること。」

(注2)昭和48年6月7日付け厚生省公衆衛生局長の通知で示された調理業務従事証明書の注には「原則として施設長が証明すること。但し、従事者と施設長が同一人または肉親(親子・夫婦・兄弟姉妹)の場合は、第三者(所属組合長または同業者)が証明すること」と記載されていたが、平成9年6月11日付け厚生省保険医療局長通知で示された調理業務従事証明書の様式では「廃業年月日」欄が追記されるとともに、同様式の注が「原則として当該施設長が証明すること。但し、従業者と施設長が同一人、配偶者又は二等親内の血族の場合若しくは廃業等によって元の施設長がいない場合は調理師会等・所属団体の長又は同業者が証明すること」と変更されている。

- 現行の取扱いのように第三者が見ても明らかな場合を除いて、個別の事情によって施設長以外の証明を可能とすることは、各事案の詳細について都道府県が確認する必要性が生じることから、内容の適否を判断する都道府県の負担増大にも繋がる恐れがある。
- こうした理由から、今回の相談のようなケースについて、第三者証明を利用するのは困難である。
- 都道府県等の対応状況の詳細は、把握していない。
- また、「施設長が証明に協力しない」と申請者(証明を受けようとする者)が申し出た例において、仮に当該施設長以外の第三者による証明でも可とする例外規定を設けた場合、

- ・「施設長が証明に協力しないこと」を客観的に証明することは困難であり、ゆえに当該例外規定の適用を客観的な条件で規定することも困難である中、当該例外規定を安易に利用しようとする者が増加することに加え、
 - ・当該例外規定を悪用し、虚偽の調理業務従事証明を行おうとする者が増加する
- などの事案が生じ、制度の適切な運用が困難となるおそれがある。

4 地方公共団体における第三者証明の取扱い等

(1) 地方公共団体における類似事案の有無、第三者証明の取扱い

調理師試験の全部を自ら実施している 11 道県及び関西広域連合（6 府県の調理師試験を実施）のうち、回答のあった 10 団体に対して、施設長の非協力等従事した施設の都合により調理業務従事証明書が書いてもらえないなどの類似事案の有無を確認したところ、下表のとおり、少なくとも 3 団体（D、H、J）で類似事案がみられた。このうち 2 団体（H、J）は、そのような場合でも調理師会等、所属団体の長又は同業者による証明（以下「第三者証明」という。）の利用を認めており、1 団体（D）は第三者証明の利用を認めていなかった。

なお、残り 30 都県が調理師試験の全部又は一部を行わせている指定試験機関である公益社団法人調理技術技能センターが示している調理業務従事証明書の様式には、注意事項として、「原則として法人又は元の施設長の代表者（以下、「施設長」という。）が証明すること。ただし、施設長が同一人、配偶者又は二親等以内の血族の場合、若しくは廃業等により元の施設長がいない場合には調理師協会等・所属団体の長又は同業者が証明すること」との記載がある。

地方公共団体	類似事案の有無、第三者証明の取扱い
A	類似事案はなし。
B	類似事案はなし。
C	類似事案はなし。
D	<u>過去にトラブルにより退職した、証明がもらいにくいとの問合せがあったが、受験者からの申出だけでは事実確認ができないため、原則どおりの対応を求めた。</u>
E	類似事案はなし。
F	類似事案の有無は不明である。
G	類似事案はなし。
H	<u>過去に、勤務先の都合で従事証明書を書いてもらえないと</u>

	<u>の相談があった際、第三者証明を認めた例がある。</u>
I	類似事案の有無は不明である。
J	<u>数年に1件程度、類似事案がある。本件のような相談があった場合、第三者証明を認める旨、回答している。</u> 第三者証明の利用については、具体的に規定しないで、柔軟に対応できるようにしている。

(2) 地方公共団体における第三者証明の「第三者」の範囲、証明手段

厚生労働省の上述の事務連絡では、廃業等によって元の施設長がいない場合等には「調理師会等、所属団体の長又は同業者」が証明を行うこととなっている。

この「調理師会等、所属団体の長又は同業者」の範囲について地方公共団体に聴取したところ、i) 食品衛生協会会長が各支部に配置している食品衛生指導員による証言を基に証明した例、ii) 食品衛生協会会長が食品衛生協会内で保管していた受験者の検便の記録等を踏まえ総合的に判断し証明した例がみられた。

5 実務経験を受験要件等とするほかの国家試験における実務証明の例

試験制度の趣旨や内容が異なるため、一概には比較できないものの、実務経験を受験要件等とするほかの国家試験における実務証明の例をみると、いずれも施設の長が証明することを原則としつつも、i) 個人事業主が申請する場合や勤務先が消滅したような場合等には、他の従業員や当時の代表者等2名以上の証明者を求めることで第三者証明の確度を高めている例(社会保険労務士試験)、ii) 廃業した施設・事業所等での実務経験について、①施設・事業種類、②職種(職名)、③従業期間(雇用期間・在籍期間・登録期間)、④業務従事日数(出勤日数・労働日数)の4要件の全てを確認できる書類を提出することで、実務経験の自己申告を認めている例(介護福祉士国家試験)がみられた。

試験名	実務証明の例等
社会保険労務士試験	<p><社会保険労務士の概要></p> <p>次に掲げる事務を行うことを業とする者</p> <p>①労働社会保険諸法令に基づいて申請書等を作成すること、申請書等について、その提出に関する手続を代わってすること、労働社会保険諸法令に基づく申請、届出、報告、審査請求、再審査請求その他の事項について、代理すること。</p> <p>②労働社会保険諸法令に基づく帳簿書類を作成すること。</p>

	<p>③事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について相談に応じ、又は指導すること。(法第2条)</p> <hr/> <p><試験の概要> 試験は、社会保険労務士となるのに必要な知識及び能力を有するかどうかを判定することを目的とし、労働基準法及び労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、雇用保険法等の科目について行う。(法第9条)</p> <hr/> <p><受験資格> 1～4 (略) 5 国又は地方公共団体の公務員として行政事務に従事した期間及び行政執行法人又は特定地方独立行政法人の役員又は職員として行政事務に相当する事務に従事した期間が通算して3年以上になる者 6 (略) 7 社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人又は弁護士、弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人の業務の補助の事務に従事した期間が通算して3年以上になる者 8 労働組合の役員として労働組合の業務に専ら従事した期間が通算して3年以上になる者又は会社その他の法人(法人でない社団又は財団を含む。)(労働組合を除く。次号において「法人等」という。)の役員として労務を担当した期間が通算して3年以上になる者 9 労働組合の職員又は法人等若しくは事業を営む個人の従業者として労働社会保険諸法令に関する厚生労働省令で定める事務に従事した期間が通算して3年以上になる者 10 (略) (法第8条) ※ほかに経過措置による受験資格あり。</p> <hr/> <p><受験の申請> 試験受験申込書(略)を提出する場合には、受験資格を有することを明らかにすることができる書面等を添えなければならない。 (施行規則第6条第2項)</p> <hr/> <p><実務経験証明書> 「(1)証明者について ○「証明者」は、原則として、代表者・事業主・任命権者(以下「代表者等」という。)のいずれかです。</p>
--	---

	<p>(略)</p> <p>なお、受験申込者（被証明者）が以下に該当する場合の証明者は次の通りです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>受験申込者（被証明者）</th> <th>証明者及び記入事項等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人等の代表者</td> <td>他の役員2名以上※が証明し、「証明者（役職・氏名）」に役職名と氏名を記入。</td> </tr> <tr> <td>個人事業主</td> <td>他の従業員2名以上※が証明し、「証明者（役職・氏名）」に肩書と氏名を記入。</td> </tr> <tr> <td>勤務先が消滅</td> <td> <p>当時の代表者、事業主、役員、上司等のうち2名以上※。なお、記入事項は次のとおりです。</p> <p>①「会社等名」は空欄</p> <p>②「証明者（役職・氏名）」に元の社名・当時の役職・氏名 記入例：「元〇〇株式会社 代表取締役 〇〇△△」</p> <p>③「会社等所在地」「会社等電話番号」に証明者の現住所、電話番号</p> <p>④「役職印」に証明者の個人印を押印</p> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 2名以上の場合は、証明者1名ごとに1枚作成してください。」 （「社会保険労務士試験 実務経験証明書の記入方法について」（社会保険労務士試験オフィシャルサイト））</p>	受験申込者（被証明者）	証明者及び記入事項等	法人等の代表者	他の役員2名以上※が証明し、「証明者（役職・氏名）」に役職名と氏名を記入。	個人事業主	他の従業員2名以上※が証明し、「証明者（役職・氏名）」に肩書と氏名を記入。	勤務先が消滅	<p>当時の代表者、事業主、役員、上司等のうち2名以上※。なお、記入事項は次のとおりです。</p> <p>①「会社等名」は空欄</p> <p>②「証明者（役職・氏名）」に元の社名・当時の役職・氏名 記入例：「元〇〇株式会社 代表取締役 〇〇△△」</p> <p>③「会社等所在地」「会社等電話番号」に証明者の現住所、電話番号</p> <p>④「役職印」に証明者の個人印を押印</p>	(略)	(略)
受験申込者（被証明者）	証明者及び記入事項等										
法人等の代表者	他の役員2名以上※が証明し、「証明者（役職・氏名）」に役職名と氏名を記入。										
個人事業主	他の従業員2名以上※が証明し、「証明者（役職・氏名）」に肩書と氏名を記入。										
勤務先が消滅	<p>当時の代表者、事業主、役員、上司等のうち2名以上※。なお、記入事項は次のとおりです。</p> <p>①「会社等名」は空欄</p> <p>②「証明者（役職・氏名）」に元の社名・当時の役職・氏名 記入例：「元〇〇株式会社 代表取締役 〇〇△△」</p> <p>③「会社等所在地」「会社等電話番号」に証明者の現住所、電話番号</p> <p>④「役職印」に証明者の個人印を押印</p>										
(略)	(略)										
介護福祉士 国家試験	<p><介護福祉士の概要></p> <p>登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護（喀痰吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。）を含む。）を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者（法第2条第2項）</p> <p><試験の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験は、介護福祉士として必要な知識及び技能について行う。 ・試験は、筆記及び実技の方法により行う。 ・3年以上介護等の業務に従事した者であって、文部科学大臣及び 										

	<p>厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において6月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したものの等については、実技試験を免除する。(法第40条第1項、施行規則第22条第3項)</p> <hr/> <p><受験資格> 1～4 (略) 5 3年以上介護等の業務に従事した者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において6月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したものの 6 (略) 等 (法第40条第2項等)</p> <hr/> <p><受験の申請> 試験受験申込書には、上記受験資格を有する者のいずれかに該当する者であることを証する書面を添付しなければならない。(施行規則第24条第2項)</p> <hr/> <p><実務証明書①> 「(1) 試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。 (略) 勤務先等の長(所属長等)の発行に係る実務経験証明書又は実務経験見込証明書(略)」 (「介護福祉士国家試験の施行」(令和4年7月8日厚生労働大臣公告))</p> <hr/> <p><実務証明書②> 「● 廃業した施設・事業所等の実務経験について(自己申告) <u>「実務経験証明書」の提出が困難な受験申込者に対してご案内します。</u> <u>(実務経験証明書の提出が困難な場合とは、所属していた施設・事務所が廃業(閉鎖)した場合や、施設・事業所先の文書保管期間経過後等の理由で記録が処分された場合等のことです。)</u> 下記の書類は、受験申込者自身が用意・手配する必要があります。 (略)</p> <p><実務経験の確認に必要な提出書類> <u>受験資格に必要な実務経験として、①施設・事業種類②職種③従業期間④業務従事日数のすべてを確認します。「①～④のすべての要件が確認できる書類」と(略)「廃業した施設・事業所等の実務経</u></p>
--	---

<p>験について（自己申告）」を受験申し込み時に提出してください。</p> <p>①～④について、確認できる書類の例は、下記の通りです。</p> <p>すべての要件を確認できない場合は、申し込みを受理することはできません。</p> <p>（略）</p>	
<p>①「施設・事業種類」が確認できる書類の例</p>	
<p>ア 閉鎖事項全部証明書 （閉鎖手続未済の場合：履歴事項全部証明書）</p>	<p>※ 原本を提出してください。 アは、最寄の法務局（支局・出張所）で入手できます。</p>
<p>イ その他、「施設・事業」が確認できる書類</p>	<p>※ 要件が確認できれば、いずれか1点でかまいません。</p>
<p>②「職種（職名）」が確認できる書類の例</p>	
<p>ア 雇用契約書、雇用通知書</p>	<p>※ 写しを提出してください。 法務局や職業安定所等公共機関にはごさいません。</p>
<p>イ 労働契約書、労働条件書</p>	
<p>ウ 辞令</p>	
<p>エ 給与明細、勤務表（職種が明記されている場合）</p>	<p>※ 要件が確認できれば、いずれか1点でかまいません。</p>
<p>オ その他、「職種」が確認できる書類</p>	
<p>③「従業期間（雇用期間・在籍期間・登録期間）」が確認できる書類の例</p>	
<p>ア 勤務表、出勤表</p>	<p>※ 写しを提出してください。</p>
<p>イ 給与明細、源泉徴収明細</p>	<p>※ 要件が確認できれば、いずれか1点でかまいません。</p>
<p>ウ 雇用保険や年金の記録に関する書類</p>	
<p>エ その他、「従業期間」が確認できる書類</p>	
<p>④「業務従事日数（出勤日数・労働日数）」が確認できる書類の例</p>	
<p>ア 勤務表、出勤表</p>	<p>※ 写しを提出してください。</p>
<p>イ 給与明細</p>	<p>※ 要件が確認できれば、いずれか1点でかまいません。</p>
<p>ウ その他、「業務従事日数」が確認できる書類</p>	
<p>（「第35回介護福祉士国家試験『受験の手引』（公益財団法人社会福祉振興・試験センター）」）</p>	

(注) 1 本表は、公表資料等に基づき行政相談管理官室が作成した。

2 表中で「法」、「施行規則」とあるのは、①社会保険労務士試験については

社会保険労務士法」等を、②介護福祉士国家試験については「社会福祉士及び介護福祉士法」等を指す。

6 本件事案に対する対応

本件行政相談を受けた総務省の地方支分部局では、実務証明に係る制度変更の要望として受け付けた。その上で、都道府県労働局に確認し、施設長が実務証明をしないことによる紛争を解決するための手段として、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）に基づく都道府県労働局長による助言・指導（第4条）や紛争調整委員会によるあっせん（第12条等）を教示した。同制度の利用により労使間の紛争の解決を図ることが可能である旨を説明し、都道府県労働局に相談をするよう相談者に教示した。

7 論点

一部の地方公共団体に確認したところ、本件相談以外にも施設長が証明に協力しない例があったことを踏まえると、受験者の調理業務従事証明の在り方について検討する必要があると考えられるが、どのような措置を取り得るか。

(1) 施設長の協力が得られない場合、既存制度の下、調理業務従事証明手続の運用を工夫することが考えられるが、どのような措置を取り得るか。

i) 厚生労働省は、施設長の証明が得られないやむを得ない場合として、「従事者と施設長が同一人、配偶者若しくは二親等内の血族の関係にある場合又は廃業等によって元の施設長がいない場合」を挙げているが、これらの場合と「施設長の協力が得られない場合」とを区別する理由はあるか。(※)

区別する理由がないのであれば、一部の地方公共団体が既に行っているように、施設長の協力が得られない場合にも、第三者証明（「調理師会等、所属団体の長又は同業者による証明」）の利用を認めた上で、受験者に教示するよう地方公共団体や指定試験機関に周知できないか。

ii) 実務経験を証明してくれる第三者がいないという相談があったことを踏まえると、社会保険労務士試験のように2名以上の証明者を求めるなど第三者証明の確度を高めることで「第三者」の範囲を拡大することや、介護福祉士国家試験のように一定の要件を定めた上で同要件の全てを確認できる書類を提出することで実務経験の自己申告を認めることはできないか。

(2) そもそも施設長に協力させることはできないか。そのために、どのような措置を取り得るか。

i) 個別労働紛争解決制度の利用により解決を図ることが可能な場合もある旨、受験者に教示するよう地方公共団体や指定試験機関に周知できないか。

ii) 施設長に調理業務従事証明を義務付ける制度改正は考えられるか。

※ 厚生労働省は、施設長の証明が得られないやむを得ない場合として、「従事者と施設長が同一人、配偶者若しくは二親等内の血族の関係にある場合又は廃業等によって元の施設長がいない場合」を挙げており、このような「第三者が見ても明らかな場合を除いて、個別の事情によって施設長以外の証明を可能とすることは、各事案の詳細について都道府県が確認する必要性が生じることから、内容の適否を判断する都道府県の負担増大に繋がる恐れがある」としている。

しかしながら、以下の理由から、「従事者と施設長が同一人、配偶者若しくは二親等内の血族の関係にある場合又は廃業等によって元の施設長がいない場合」と「施設長の協力が得られない場合」とを区別する理由はないと考えられるのではないか。

① 実務上は、「従事者と施設長が同一人、配偶者若しくは二親等内の血族の関係にある場合又は廃業等によって元の施設長がいない場合」に該当することの証明書（閉鎖事項全部証明書など）の提出はさせておらず自己申告に任せているところ（注）、「施設長の協力が得られない場合」に該当することも自己申告に任せることになると考えられ、この点で各事案の詳細について都道府県が確認する必要性が生じるとは考えられないこと。

② 「施設長の協力が得られない場合」の調理業務従事証明書の確認も、証明者が実際に証明したことの確認（添付された印鑑登録証明書記載の氏名と証明書記載の氏名の突合等）や受験資格の確認などになると考えられ、この点で各事案の詳細について都道府県が確認する必要性が生じるとは考えられないこと。

（注）例えば、指定試験機関が示している「調理業務従事証明書」の様式及び「調理業務従事証明書作成時の注意事項」には、証明者が施設長でない場合の理由（1. 「受験者」と「施設の代表者」が同一人、配偶者若しくは二親等内の血族の関係であるため、2. 施設が廃業しているため等）のいずれかに○をつけるとの記載や、「受験資格の審査のために必要がある場合は、証明者等に直接確認を行うことや、調理業務従事の事実を確認できる追加資料及び証明書等の提出を求めることがあります」との記載はあるが、「施設長の証明が得られないやむを得ない場合」に該当することの証明書（閉鎖事項全部証明書など）の提出を求める記載はない。

【参照条文（調理師試験関連）】

○ **調理師法**（昭和 33 年法律第 147 号）（抄）

（目的）

第 1 条 この法律は、調理師の資格等を定めて調理の業務に従事する者の資質を向上させることにより調理技術の合理的な発達を図り、もつて国民の食生活の向上に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律で「調理師」とは、調理師の名称を用いて調理の業務に従事することができる者として都道府県知事の免許を受けた者をいう。

（調理師の免許）

第 3 条 調理師の免許は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その申請に基づいて都道府県知事が与える。

一 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 57 条（高等学校の入学資格）に規定する者で、都道府県知事の指定する調理師養成施設において、1 年以上、調理、栄養及び衛生に関して調理師たるに必要な知識及び技能を修得したもの

二 学校教育法第 57 条に規定する者で、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で厚生労働省令の定めるものにおいて 2 年以上調理の業務に従事した後、調理師試験に合格したもの

（調理師試験）

第 3 条の 2 調理師試験は、厚生労働大臣の定める基準により、調理、栄養及び衛生に関して必要な知識及び技能について、都道府県知事が行う。

2 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、一般社団法人又は一般財団法人であつて、調理師試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして厚生労働大臣があらかじめ指定する者（以下「指定試験機関」という。）に試験事務の全部又は一部を行わせることができる。

3～5 （略）

（名称の使用制限）

第 8 条 調理師でなければ、調理師又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

（調理師の設置）

第 8 条の 2 多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で厚生労働省令の定めるものの設置者又は営業者は、当該施設又は営業における調理の業務を行わせるため、当該施設又は営業の施設ごとに、調理師を置くように

努めなければならない。

○ **調理師法施行規則**（昭和 33 年厚生省令第 46 号）（抄）

（施設又は営業の指定）

第 4 条 法第 3 条第 2 号、法第 5 条の 2 第 1 項及び法第 8 条の 2 に規定する厚生労働省令で定める施設又は営業は、次のとおりとする。

- 一 寄宿舍、学校、病院等の施設であつて飲食物を調理して供与するもの
- 二 食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）第 35 条第 1 号、第 4 号、第 25 号又は第 26 号に掲げる営業（喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。）を除く。）

○ **B 県調理師法施行細則**（抄）

（受験の手續）

第 2 条 調理師法(昭和 33 年法律第 147 号。以下「法」という。)第 3 条の 2 第 1 項の規定により行う調理師試験(以下「調理師試験」という。)を受けようとする者は、知事が別に定める願書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、当該調理師試験前において直近に行われた調理師試験に係る受験願書を知事に提出したことを証する書類を添付するときは、第一号及び第三号に掲げる書類の添付を省略することができる。

一～二 （略）

三 調理師法施行規則第 4 条で定める施設又は営業において 2 年以上調理の業務に従事した者であることを証する書類

○ **調理師試験基準**（平成 9 年厚生省告示第 119 号）（抄）

1 調理師試験(以下「試験」という。)の問題数は 60 問以上とし、次の各号に掲げる科目ごとにおおむね当該各号に定める割合によるものとする。

- 一 公衆衛生学 問題数の 15 パーセント
- 二 食品学 問題数の 10 パーセント
- 三 栄養学 問題数の 15 パーセント
- 四 食品衛生学 問題数の 25 パーセント
- 五 調理理論 問題数の 30 パーセント
- 六 食文化概論 問題数の 5 パーセント

2 試験時間は 120 分以上とする。

3 前二項に定めるもののほか、試験の出題方法等については別に定めるところによる。

○ **食品衛生法**（昭和 22 年法律第 233 号）（抄）

第 54 条 都道府県は、公衆衛生に与える影響が著しい営業（食鳥処理の事業を除く。）であつて、政令で定めるものの施設につき、厚生労働省令で定める基準を参酌して、条例で、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。

○ **食品衛生法施行令**（昭和 28 年政令第 229 号）（抄）

（営業の指定）

第 35 条 法第 54 条の規定により都道府県が施設についての基準を定めるべき営業は、次のとおりとする。

一 飲食店営業

（略）

四 魚介類販売業（略）

（略）

二十五 そうざい製造業（略）

二十六 複合型そうざい製造業（略）

（略）

○ **個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律**（平成 13 年法律第 112 号）（抄）

（目的）

第 1 条 この法律は、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（労働者の募集及び採用に関する事項についての個々の求職者と事業主との間の紛争を含む。以下「個別労働関係紛争」という。）について、あっせんの制度を設けること等により、その実情に即した迅速かつ適正な解決を図ることを目的とする。

（紛争の自主的解決）

第 2 条 個別労働関係紛争が生じたときは、当該個別労働関係紛争の当事者は、早期に、かつ、誠意をもって、自主的な解決を図るように努めなければならない。

（当事者に対する助言及び指導）

第 4 条 都道府県労働局長は、個別労働関係紛争（労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）第 6 条に規定する労働争議に当たる紛争及び行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和 23 年法律第 257 号）第 26 条第 1 項に規定する紛争を除く。）に関し、当該個別労働関係紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該個別労働関係紛争の当事者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

2 都道府県労働局長は、前項に規定する助言又は指導をするため必要があると認めるときは、広く産業社会の実情に通じ、かつ、労働問題に関し専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

3 事業主は、労働者が第1項の援助を求めたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(あっせんの委任)

第5条 都道府県労働局長は、前条第1項に規定する個別労働関係紛争（労働者の募集及び採用に関する事項についての紛争を除く。）について、当該個別労働関係紛争の当事者（以下「紛争当事者」という。）の双方又は一方からあっせんの申請があった場合において当該個別労働関係紛争の解決のために必要があると認めるときは、紛争調整委員会にあっせんを行わせるものとする。

2 前条第3項の規定は、労働者が前項の申請をした場合について準用する。

(委員会の設置)

第6条 都道府県労働局に、紛争調整委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、前条第1項のあっせんを行う機関とする。

(あっせん)

第12条 委員会によるあっせんは、委員のうちから会長が事件ごとに指名する3人のあっせん委員によって行う。

2 あっせん委員は、紛争当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、実情に即して事件が解決されるように努めなければならない。

第13条～第14条 (略)

第15条 あっせん委員は、あっせんに係る紛争について、あっせんによっては紛争の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。

○ 地方公共団体における調理師試験の実施状況

当局で確認したところ、下表のとおり、調理師試験の全部を自ら実施している地方公共団体が11道県、関西広域連合(注)が実施しているのが6府県である。

(注) 関西広域連合は、府県を越える広域的な行政ニーズに一体的に対応するため、平成22年に設立された関西の2府6県4政令市で構成する特別地方公共団体である。

区 分	該当数	都道府県名
自ら実施	11道県	北海道、福島、栃木、群馬、神奈川、長野、静岡、奈良、山口、愛媛、沖縄
関西広域連合が実施	6府県	大阪、京都、兵庫、滋賀、和歌山、徳島

<p>指定試験機関である (公社)調理技術技能 センターが実施</p>	<p>30 都県</p>	<p><一括>青森、宮城、茨城、埼玉、東京、新潟、 富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、 鳥取、島根、岡山、高知、福岡、佐賀、 長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島 <受付業務以外>岩手、秋田、山形、千葉、山 梨、広島、香川</p>
---	--------------	---

健発 0207 第 5 号
令和 2 年 2 月 7 日

各都道府県知事 殿
関西広域連合長 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

調理師試験の実施について

標記については、調理師法（昭和 33 年法律第 147 号）第 3 条の 2 に基づき実施されているところであるが、食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和元年厚生労働省令第 87 号）により、調理師法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 46 号）第 4 条の規定の一部が改正され、令和 3 年 6 月 1 日から施行されることとなったので、施行後の調理師試験の実施に当たっては、次の各事項に御留意の上、対応方よろしく御配慮願いたい。

なお、調理師試験の実施に係る事務は、都道府県の自治事務（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 8 項）であり、本通知は、同法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添える。

また、「調理師試験の実施について」（平成 26 年 3 月 31 日付け健発 0331 第 51 号厚生労働省健康局長通知）は、令和 3 年 5 月 31 日限り廃止する。

記

1 受験資格等に関する事項

(1) 施設又は営業の指定について

調理師法第 3 条第 2 号に規定する「多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業」とは、調理師法施行規則第 4 条第 1 号及び第 2 号に掲げるものである。

(2) 調理業務従事証明書について

調理業務従事証明書は、受験資格の有無を確認できる書類として、都

道府県知事又は指定試験機関が指定する様式によること。なお、都道府県知事又は指定試験機関が様式を指定するに当たっては、別紙様式1を参考とすること。

また、証明者の印については、次のとおり取り扱うこと。

- ① 個人が証明する場合は、市町村に登録されている実印を用い、証明に用いられた印鑑が実印であることを確認するため、印鑑登録証明書を提示又は添付することとする。
- ② 法人が証明する場合は、職印又は登記された印鑑を用い、登記された印鑑を用いる場合には、当該印鑑が登記されたものであることを確認するため、印鑑証明書を提示又は添付することとする。

なお、調理業務従事証明書の発行に際して、有印私文書偽造等刑法（明治40年法律第45号）に違反すると思われる事実が判明した場合は、管轄の警察署と相談の上、事案に応じて、告発の手続をとること。

また、受験資格、試験合格又は調理師免許を取り消す処分を行う場合には、行政手続法（平成5年法律第88号）等の規定に基づき行うこと。

（3）調理業務について

専ら調理品の運搬、配達、食器洗浄等に従事している者（ウェイトレスやウェイトレス等を含む。）は、調理業務に従事しているものとは認められないこと。

また、食肉処理（畜肉の解体、分割等）、食品製造（調味料、菓子・パン、麺、水産製品等の製造）や飲料の調製は、調理業務に含まないこと。例えば、食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）による改正前の食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）における「喫茶店営業（設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業）」に該当する営業での業務（飲食店営業等において担当している業務が同程度の内容である場合を含む。）の期間や、複合型そうざい製造業において食肉処理や食品製造を担当していた期間は、調理業務に従事していた期間とは認められないので、従事内容（調理業務の内容）をよく確認すること。

（4）勤務形態について

調理業務に従事している期間とは、正規職員として調理業務に従事している期間をいうこと。ただし、正規職員以外（パートやアルバイト等）であっても、週4日以上かつ1日6時間以上の勤務を原則とし、反復継続的に調理業務に従事するような雇用形態である場合は、正規職員に準じるものとして当該雇用形態で勤務していた期間を調理業務に従事して

いる期間として差し支えないこと。

2 試験の実施に関する事項

(1) 試験の基本方針について

試験問題の出題に当たっては、調理師養成施設卒業者との整合性を図り、調理、栄養及び衛生に関して必要な知識及び技能が評価できるよう工夫すること。

(2) 試験委員会の設置と委員の構成について

各都道府県における問題の作成及び合否の判定は、試験委員会で行うこととし、委員は、試験科目ごとの出題範囲に応じた有識者の中から選定すること。

(3) 試験科目及び出題内容について

試験科目及び出題内容は以下の表を参考とすること。

試験科目	出題範囲
公衆衛生学	公衆衛生の概念、健康の概念、健康と疾病に関する統計、環境と健康、食生活の現状と健康づくり対策、主な疾患の現状と予防対策、保健・医療・福祉の制度の概要、健康増進や食生活の向上に関する法規、調理師の業務と社会的役割
食品学	食品の意義と用途、食品の特徴と性質、食品の加工・貯蔵、食品の表示、食品の流通
栄養学	栄養と健康、栄養素の機能、栄養生理、ライフステージと栄養、病態と栄養
食品衛生学	食品の安全と衛生、食品の腐敗、食中毒、食品による感染症・食品と寄生虫、食品中の汚染物質、食品添加物、飲食による危害の防止と衛生管理、洗浄と消毒方法、器具・容器包装の衛生、食品の安全・衛生に関する法規、食品の安全・衛生対策
調理理論	調理の意義と目的、調理の種類と特徴、調理操作、調理器具、調理施設・設備、調理に使う食材の特徴、献立作成、調理技術、集団調理、調理施設の洗浄・消毒・清掃、接客サービス・食事環境
食文化概論	食文化の成り立ち、日本の食文化と料理、伝統料理・郷土料理、世界の食文化と料理、食料生産

(4) 出題数及び出題割合について

試験の問題数は60問以上とし、試験科目ごとの出題割合は、調理師試験基準に定める割合によるものとする。

(5) 試験時間について

1問当たり1～2分程度で問題を理解し、解答できる問題であることを前提とし、試験時間は2時間以上とすること。なお、試験は1日で終了できるものとする。

(6) 出題方法について

出題形式は客観式（四肢択一）とすること。四肢択一とは1つの設問に対して4つの選択肢を作り適当と考えられる答えが一つのみある出題形式である。

なお、問題作成に当たっては次の点に留意すること。

- ① 各問は試験科目ごとに出題範囲の中から出題するようにし、偏りのないようにすること。
- ② 用語は普遍的なもの、または学術的に決定されているものを用い、一部のものにしか理解されない用語や誤解を招くような文章、表現は避けるようにすること。

(7) 合否判定について

合否判定は、平均点及び正答率等に基づき、試験問題の難易度を勘案して、不適切と判断される問題がある場合は、その問題を採点除外した上で、試験委員会において合格点を決定すること。

なお、その際、原則として全科目の合計得点が満点の6割以上であるものを合格とし、1科目でも得点が当該科目の平均点を著しく下回る場合は、不合格とすること。

(8) その他

調理師試験を実施した場合は、翌年度の5月末日までに別紙様式2により当該試験の実施状況報告書を提出すること。

調理業務従事証明書

従事者 (受験者)	氏名		生 年 月 日	昭和 平成 令和 (西暦)	年	月	日
--------------	----	--	------------------	------------------------	---	---	---

上記の者は、下記の通り調理の業務に従事したことを証明します。

1 施設名		4 調理業務の内容
2 所在地	〒 都道 府県	* 飲料調製、食肉処理、製菓・製パン、あん類製造、水産製品製造、製麺に係る業務を除く。
3 電話番号	() —	
5 施設区分	<p>(1) 給食施設 提供回数 1日 _____回 提供食数 1日平均_____食</p> <p>(施設の種類) ア 寄宿舍 イ 学校 ウ 病院 エ 事業所 オ 社会福祉施設 カ 介護老人保健施設 キ 矯正施設 ク 自衛隊 ケ 給食センター コ その他()</p> <p>(2) 飲食店等の営業許可施設 (施設の種類) ア 飲食店営業(喫茶店営業を除く) イ 魚介類販売業 ウ そうざい製造業 エ 複合型そうざい製造業</p>	
6 勤務形態	<p>(1) 正規職員</p> <p>(2) 正規職員以外(パート・アルバイトなど)</p>	<p>勤務時間 1日当たり _____ 時間</p> <p>上記勤務時間での勤務日数 1週間当たり _____ 日</p>
7 従事期間	昭和・平成・令和 _____ 昭和・平成・令和 _____ 年 月 日から 年 月 日まで	<p>合計 _____ 年 ____ヶ月 (除算期間： _____ 年 ____ヶ月)</p>

8 証明日	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日			
9 証明者	施設名			10 実印又は職印
	住所			
	電話番号			
	役職	氏名		

発 番
令和 年 月 日

厚生労働省健康局長 殿

都道府県衛生主管部（局）長

令和 年度調理師試験実施状況報告書の提出について

令和 年度調理師試験を下記のとおり実施したので報告する。

記

- 1 試験期日
- 2 出願者数
- 3 受験者数
- 4 合格者数
- 5 合格 率（合格者数／受験者数×100）
- 6 試験委員数 名
- 7 試験問題数 問
- 8 試験時間数 時間

令和5年3月15日



行政相談マスコット
キクーン

新型コロナウイルス感染症対策に伴う入国制限で受験できなかった
介護福祉士国家試験の受験手数料の返還について
—— 厚生労働省の対応状況 ——

厚生労働省の対応状況

- 「日本の入国制限により試験場に行くことができず受験を断念した方」について、受験手数料を返還する対象として取り扱うこととした。
- 上記について、受験票に掲載し受験者本人に周知するとともに、令和4年12月5日付けで、公益財団法人社会福祉振興・試験センターホームページにおいて周知した。

<参考> 受験手数料の返還対象者について(公益財団法人社会福祉振興・試験センターホームページで周知)

受験手数料は欠席の理由を問わず返還しない取扱いとなっておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の「受験できない方」に該当し、試験を受けることができなかった方で、診断書等の証明書類を添付し、受験手数料返還申請書の提出があった方については、特例として今回試験の受験手数料を返還します。

1 受験手数料の返還対象者

〔受験できない方〕

- ① [新型コロナウイルス感染症に罹患し、退院または宿泊療養等の解除が認められていない方](#)
- ② [濃厚接触者に該当し、健康観察や外出自粛等を求められている方](#)
- ③ [海外から入国し、検疫所が指定した施設または自宅等での待機の解除が認められていない方](#)
- ④ [日本の入国制限により試験会場に行くことができず、受験を断念した方](#)
- ⑤ [試験当日、発熱\(37.5度以上\)や体調不良があるなど新型コロナウイルス感染症の感染の疑いがある方](#)

(注) 同センターホームページ掲載資料(第35回介護福祉士等国家試験に係る受験手数料の返還について)から抜粋



行政苦情救済推進会議の
審議結果は別紙をみてね。

(本件に関する連絡先)
総務省行政評価局行政相談管理官室
電話：03-5253-5111(代表)

令和4年11月30日

行政相談マスコット
キクーン

新型コロナウイルス感染症対策に伴う入国制限で受験できなかった 介護福祉士国家試験の受験手数料の返還について

～ 行政苦情救済推進会議の審議結果を踏まえた改善 ～

総務省行政評価局は、以下の行政相談を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策に伴う入国制限で受験できなかった介護福祉士国家試験の受験手数料の返還に係る取扱いを適切なものとするため、行政苦情救済推進会議で審議しました。

行政相談の内容

「私は、介護福祉士養成施設の教職員である。本校の台湾出身の生徒は、入学直後にコロナ禍となり入学時期が遅れたため、一旦帰国した。この間、当生徒はオンライン受講の活用により授業を進め、令和3年度介護福祉士国家試験を申し込んだ。受験のため再来日しようとしたが、ビザが発給されないなどの事情により、日本に入国できず、令和4年1月の試験を受験できなかった。

試験を実施する公益財団法人社会福祉振興・試験センターに確認したところ、このような場合は、受験手数料を返還する特例には該当しないと言われた。

今後の介護福祉士国家試験では、入国制限により受験できなかった者に対して、受験手数料の返還が認められるようにしてほしい。」



行政苦情救済推進会議の主な意見

- 本件相談事案は、生徒本人からの申出ではなく、かつ、生徒本人とは連絡がとれないことから、どのような事情により入国できなかったのか当時の状況を確認することが困難であるため、当該生徒への受験手数料の返還の余地について、これ以上検討することはできない。
- 一方、入国制限の措置内容によっては、受験できなくなる者が発生する可能性も否定できないことから、今後、厚生労働省が採った受験制限のために受験できなかった者だけでなく、我が国への入国制限のために受験できなかった者も、受験手数料を返還する対象として取り扱うことが適切である。

会議の意見を踏まえた厚生労働省の対応

今後実施する介護福祉士国家試験では、「我が国への入国制限により試験場に行くことができず受験を断念した者」についても、受験手数料を返還する対象として取り扱う方向



安心して申込みができるね。

<参考> 制度概要

○ 介護福祉士国家試験の受験手数料については、法令において下記のとおり規定されている。

<社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号)>

(受験手数料)

第九条 社会福祉士試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

2 前項の受験手数料は、これを納付した者が社会福祉士試験を受けない場合においても、返還しない。

※ 上記の規定は、同法第 40 条第 3 項で介護福祉士試験について準用することとされている。

○ 厚生労働省が採った受験制限(受験手数料返還特例)

介護福祉士の国家試験は、現に介護施設で介護を行っている職員や、介護施設を実習先としている学生等が受験する国家試験であることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減するための対策を講じて試験を実施する必要があるとして、令和 3 年度(第 34 回。令和 4 年 1 月)試験の実施に当たっては、感染拡大防止の観点から、「受験できない方」として、下表①～④の 4 つの類型に該当する者を示し、これに該当し試験を受けることができなかった者で、所定の申請をした者については、特例として、受験手数料を返還する取扱いとした。

表 受験手数料の返還の対象者等(令和 3 年度(第 34 回)試験)

[受験できない方]

- ① 新型コロナウイルス感染症に罹患し、退院または宿泊療養等の解除が認められていない方
- ② 保健所等から濃厚接触者に該当するとされ、健康観察や外出自粛等の解除が認められていない方
- ③ 海外から入国し、検疫所が指定した施設または自宅等での待機の解除が認められていない方
- ④ 試験当日、発熱(37.5 度以上)や体調不良があるなど新型コロナウイルス感染症の感染の疑いがある方

(注) 公益財団法人社会福祉振興・試験センターホームページ掲載資料から抜粋